

真鶴町景観計画に係る届出の提出書類について

「景観法」及び「真鶴町景観法に基づく届出行為等に関する条例（以下、条例）」に基づく届出に係る提出書類は、下記のとおりとなります。

提出書類一式を正本・副本各一部合計2部、ご提出ください。

届 出 書 類

○建築物・工作物の新築や増改築等の場合

1. 景観計画区域内行為届出書（第1号様式）

※建築等の計画の変更の場合は、変更届書（第2号様式）

2. 周辺状況図

建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

3. 写真

当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

4. 美の基準 自主提案書（様式1）

5. 配置図

当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上。美の基準自主提案書で取り組みを実施した基準を記載して下さい。

6. 立面図

建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上
美の基準自主提案書で取り組みを実施した基準を記載して下さい。

7. その他

参考となるべき事項を記載した図書

○建築物等の色彩の変更する行為の届出

1. 景観計画区域内行為届出書（第1号様式）

※建築等の計画の変更の場合は、変更届書（第2号様式）

2. 当該行為を行う土地の位置及び当該地区の周辺の状況を示す写真

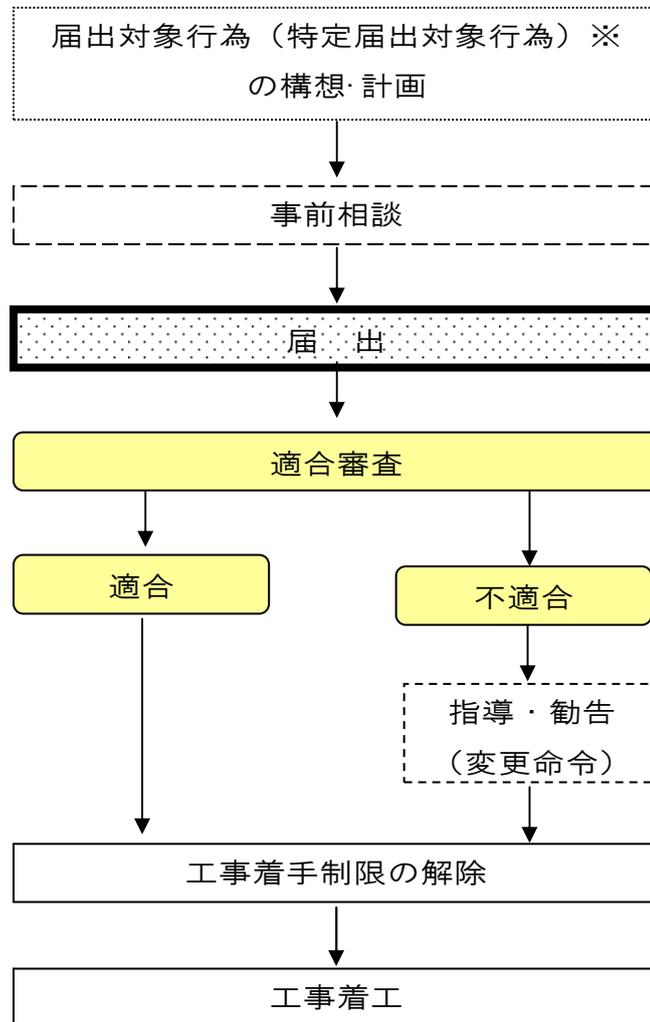
3. 変更しようとする色彩が確認できる図書

4. その他、サンプル等

届出と手続きの流れ

届出の対象となる行為を行う場合は、景観法及び真鶴町景観法に基づく届出行為等に関する条例にもとづく届出と手続きが必要です。

◆手続きの流れ



※届出の対象となる行為（都市計画法に基づく開発行為、条例第3条に規定する行為）

<届出対象行為>

- 建築物の新築、増築、改築又は移転（床面積 10㎡以下のもを除く）
- 工作物の新築、増築、改築又は移転
 - ・門、塀、垣、柵、擁壁等で高さ 2m 以上のもの
 - ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、煙突、高架水槽等で 10m 以上のもの
- 開発行為
- 土地の区画形質を変更する行為で、その面積が 300㎡ 以上のもの
- 斜面の直高が 10m 以上の急傾斜地における土地の区画形質を変更する行為
- 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で面積が総面積の 3分の1 以上のもの

<特定届出対象行為>

- 建築物の新築、増築、改築又は移転
 - ・高さが 10m 以上又は 3 階建て以上
 - ・延べ床面積の合計が 200㎡ 以上のもの
 - ・特殊建築物で 2 階建て以上かつ敷地面積が 300㎡ 以上のもの
- 工作物の新築、増築、改築又は移転
 - ・門、塀、垣、柵、擁壁等で高さ 2m 以上のもの
 - ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、煙突、高架水槽等で 10m 以上のもの
- 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で面積が総面積の 3分の1 以上のもの